

編集  
発行

和歌山市水道局 経営管理部 水道総務課  
〒640-8511 和歌山市七番丁23番地  
TEL 073-435-1124 FAX 073-435-1280  
和歌山市水道局ホームページ  
<http://www.wakayamashi-suido.jp/>

# 水道だより

2014年4月

Vol.14

生活に欠かせない水道水は、  
家庭の蛇口まで  
どのようにして運ばれてくるのか、  
次のページを見てみよう。



## 大滝ダムが完成しました。

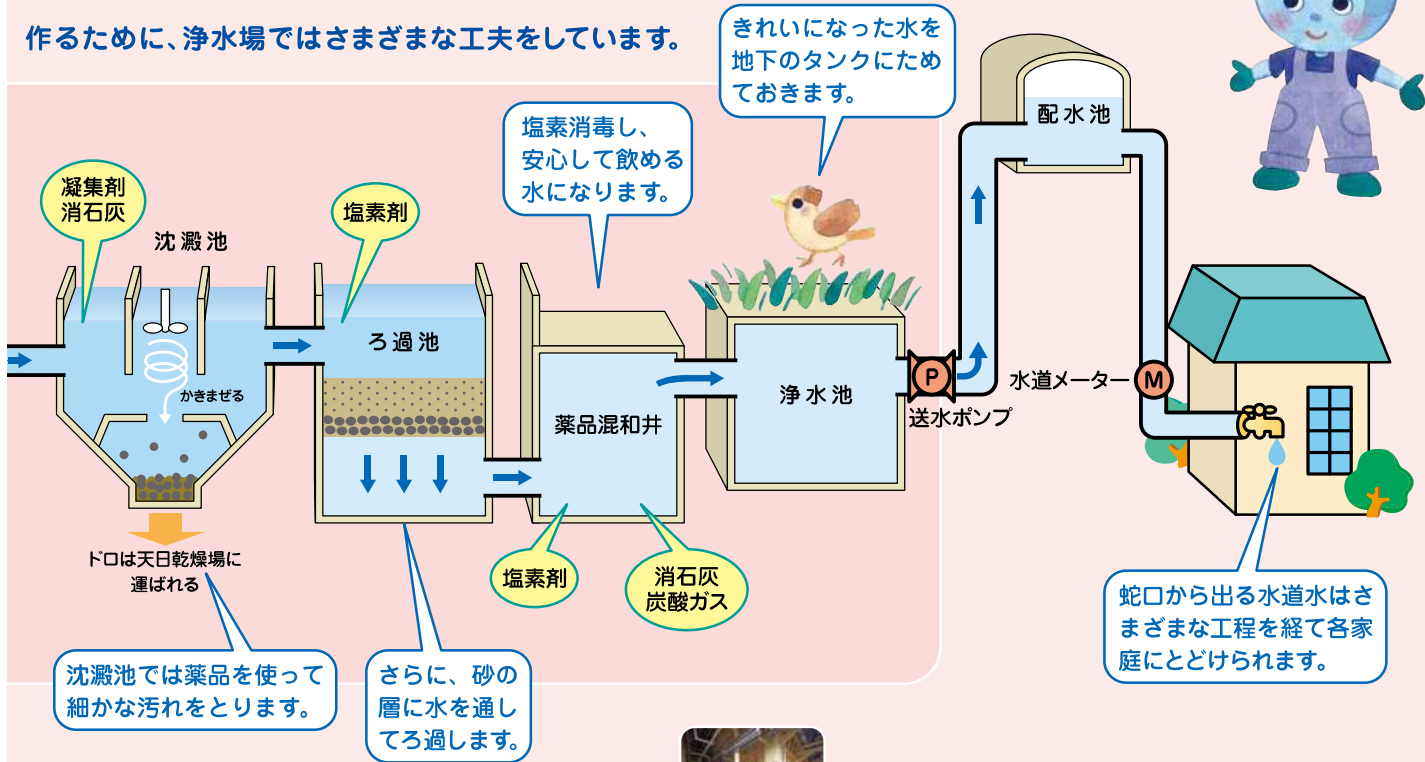
この度完成した大滝ダムは、紀の川上流の奈良県吉野郡川上村にあり、豊かな水を生み出すとともに、水力発電や流域の人々を洪水から守ることなど、さまざまな役割を果たします。

# どうやって作られるの？

こうして安全で  
安心な水道水が  
作られるんだね。



作るために、浄水場ではさまざまな工夫をしています。



沈澱池では薬品を使って  
細かな汚れをとります。

さらに、砂の  
層に水を通し  
てろ過します。

塩素消毒し、  
安心して飲める  
水になります。

きれになった水を  
地下のタンクにため  
ておきます。

蛇口から出る水道水はさ  
まざまな工程を経て各家  
庭にとどけられます。



沈澱池



ろ過池



消石灰・炭酸ガス注入設備



浄水池

## 紀の川水源調査採水地点図



- |         |         |         |
|---------|---------|---------|
| ① 紀の川大堰 | ⑤ 竹房橋   | ⑨ 小田井堰  |
| ② 加納取水口 | ⑥ 藤崎井堰  | ⑩ 大川橋   |
| ③ 川辺橋   | ⑦ 麻生津大橋 | ⑪ 栄山寺前  |
| ④ 岩出井堰  | ⑧ 三谷橋   | ⑫ 下湊頭首工 |

水質検査結果と毎日検査結果は  
＜水質年報＞及び＜和歌山市水  
道局ホームページ＞で公表して  
います。

### 水質年報の閲覧

- 和歌山市総務部総務課
- 和歌山市民図書館

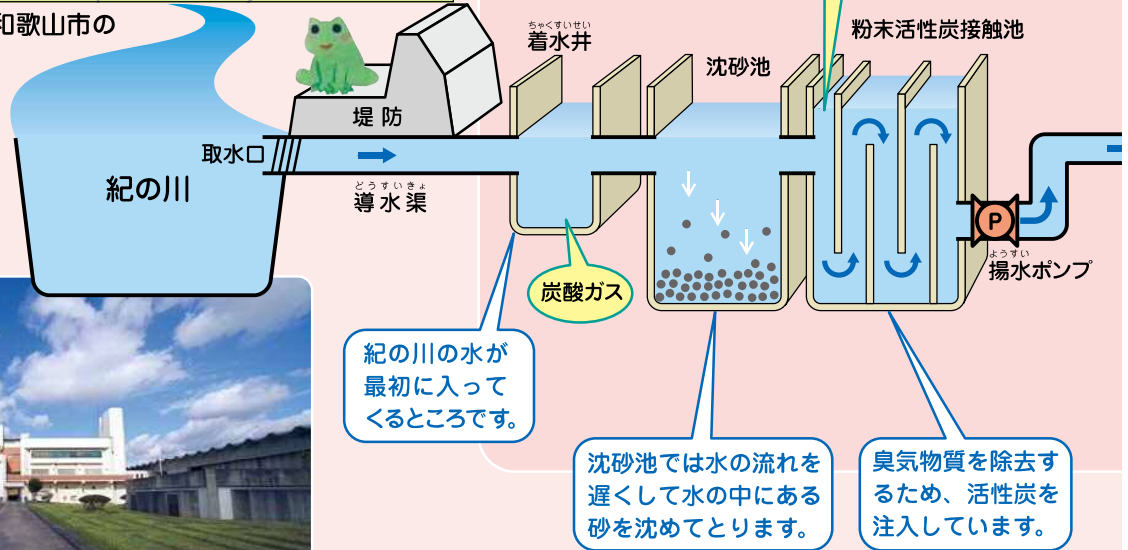
### 和歌山市水道局ホームページ

<http://www.wakayamashi-suido.jp/>

■ 問合せ先：  
水質試験事務所  
TEL 073-471-6950



大台ヶ原山に降った雨が和歌山市の水道水のはじまりです。



### 加納浄水場

和歌山市で使う水道水の約67%をここで作っています。



着水井



沈砂池



粉末活性炭接触池



## 安全 安心 水道水

和歌山市水道局では、いつでも安全で良質な水道水を安心してご利用いただくために、水源である紀の川から蛇口まで一貫した水質管理を行っています。

### 水質基準

水道水には51項目の水質基準が水道法で定められており、各浄水場と市内12か所の給水栓で水質検査を実施しています。

### 水質管理目標設定項目

水質管理上留意すべき26項目が水道法で定められており、このうち二酸化塩素については消毒剤として使用していないので、これを除く25項目について水質検査を実施しています。

### 毎日検査

水道法に基づき「色」、「濁り」、「消毒の残留効果」の確認検査を市内24か所の給水栓で毎日実施しています。

### 紀の川水質調査

水道の水源としている紀の川の水質動向を迅速に把握するため、和歌山市から紀の川上流の奈良県吉野郡大淀町までの水質調査を行っています。

さらに、流域の他の水道事業体と連携をとり、原水の水質変化に、より早い対応ができるよう情報の交換を行っています。

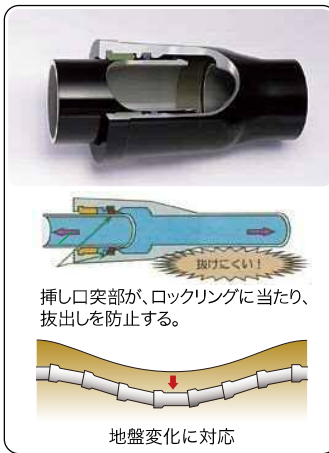


市内での採水の様子



検査機器での水質検査

# 業の現状



市内各地区に配水管を延長約17kmにわたって整備拡充を行いました。また同時に耐震性に優れた管を使用して地震対策を図っています。今後も老朽化した配水管を取替え、漏水をなくすための対策を行います。

◀耐震継手管 地震や地盤の変化に対して、管が外れないようになっています。



加納浄水場排水処理施設土木工事



出島浄水場強沈改修工事

加納浄水場排水処理施設土木工事、出島浄水場強沈改修工事、加納浄水場雨水調整池築造工事等を行いました。

## 経費削減の一環として、高金利の企業債(借入金)の繰上償還を実施

平成22年度から3か年にわたり、5%以上の高金利債について、繰上償還(一部借換えを含む。)を行い、利子負担の軽減を図りました。平成24年度では、水道事業会計・工業用水道事業会計併せて8億5,533万円の繰上償還を行い、1億6,425万円の利子負担の軽減を図りました。

繰上償還による利子負担軽減額 ※記載金額は万単位未満を四捨五入しています。

会計名	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計
水道事業会計		3億7,611万円	1億8,832万円	1億3,385万円	6億9,828万円
工業用水道事業会計		3,676万円	2,422万円	3,040万円	9,138万円
合計		4億1,287万円	2億1,254万円	1億6,425万円	7億8,966万円

## これからの水道事業

老朽化した施設等の更新、地震等の災害に強い施設の構築が喫緊の課題となっていますが、その財源である水道料金収入の減少により、水道事業を取り巻く経営環境は年々厳しいものとなってきています。

こうした状況を踏まえ、職員の削減、業務の

見直しなどにより、経費削減に努めています。

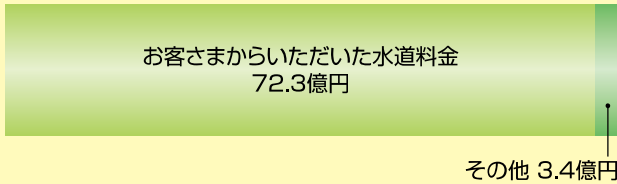
今後も安全で安定した水道水を提供するため、更なる経営の効率化、経費削減等を行い、災害に強い施設整備に取り組んでいきますので、ご理解とご協力をお願いします。

## 平成24年度水道事業決算状況

### 収益的収支

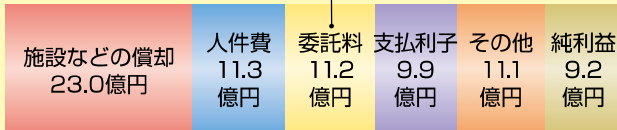
事業運営と施設管理のための費用とその財源(税抜)

収入



和歌山市水道局では、公共性を確保しつつ民間で可能な業務については委託を行い、経営の効率化に努めています。

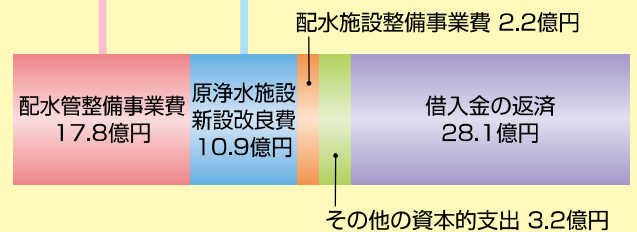
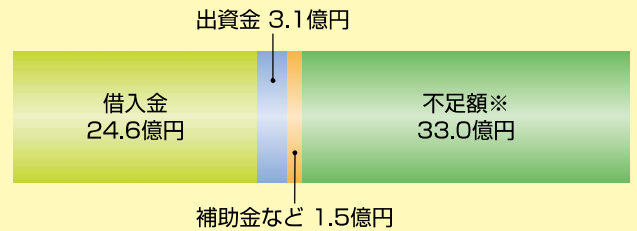
支出



収益的収支については、収入75.7億円、支出66.5億円となり、純利益は、9.2億円となりました。  
この純利益は、主に資本的収支の支出の借入金返済の財源として使われています。

### 資本的収支

施設の整備と建設のための費用とその財源(税込)

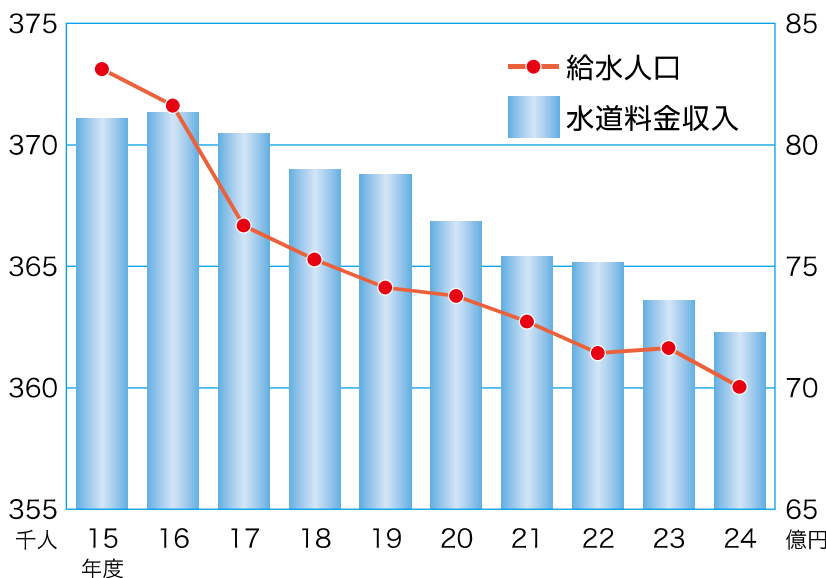


※不足額は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、建設改良積立金、過年度分損益勘定留保資金で補てんしました。

貸借対照表及び損益計算書等については、水道局ホームページに掲載しています。

## 給水人口・水道料金収入の推移

過去10年間をみると、人口の減少、節水型機器の普及などにより、水道料金収入は、年間平均約8,800万円減少しています。



みなさまに信頼される水道事業をめざして、全力で取り組んでいます。





## Q 家庭で災害時の断水に備えておくことはありますか。

A

災害初動時は、水道局をはじめ多くの公共機関が混乱していることが予想されますので、各家庭での災害への対策が必要です。

### ●くみ置きを目安

- ・1人1日3リットル×家族の人数×3日分を目安としてください。

### ●つめ方及び保存方法

- ・清潔でふたのできる容器(ペットボトル等)に、できるだけ空気に触れないよう、口元までいっぱいに入れてください。
- ・沸騰させたり、浄水器等を通すことで、水道水の塩素の効果がなくなることがありますので、そのままの水道水を容器等に保存してください。
- ・冷暗所に保存し、3日を目安に入れ替えてください。



■問合せ先：水道総務課 TEL 073-435-1124



## Q 「水道局から来た」という人に水道管の洗浄を勧められました。どうすればよいですか。

A

水道局職員を装ったり、水道局からの依頼を受けたように思わせる悪質な勧誘が発生しています。水道局では次のようなことは行っておりません。

水道局では  
やりません!!

- 水道管内の洗浄を勧める
- 浄水器などの販売
- お客様からの依頼のない点検
- 電話などでの調査やあっせん

水道局職員や委託業者がメーター交換などで家庭を訪問する場合は、事前にお知らせします。

そのほかの場合でも証明書を携帯しています。

不審に思われた時は、提示を求めるか、水道局までご連絡ください。

■問合せ先：水道総務課 TEL 073-435-1124



## Q 直結増圧式給水とは何ですか。

A

建物に貯水槽を設置せず、配水管から直接水を供給する方法を「直結給水」といいます。マンションなどの高い建物(10階程度)に直接供給する場合には途中で増圧ポンプを設置して給水する「直結増圧式給水」があります。

「直結増圧式給水」を適用する場合にはいくつかの要件がありますので、水道局にお問合せください。

### ●直結増圧式給水のメリットとデメリット

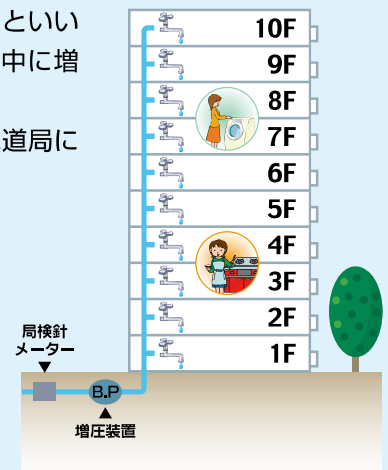
#### メリット

- ・直接蛇口に給水するため、常に新鮮な水が得られます。
- ・貯水槽の点検や清掃が不要です。
- ・貯水槽の設置が不要のため、スペースの有効利用が図れます。

#### デメリット

- ・配水管工事や災害時、緊急時等に断水となった場合、水が利用できなくなります。
- ・貯水槽水道と比較して、大きいメーターが必要となることがあります。

■問合せ先：給水課 TEL 073-435-1128



## 広告

水道局の収入の一部に寄与することを目的とし、一般の広告を掲載しています。

# みなさまからのよくある質問



## Q 水道料金の支払いについて、詳しく教えてください。



水道料金は2か月ごとに請求しています。支払いは、和歌山市内に本支店のある金融機関、コンビニエンスストア、水道料金センター(和歌山市役所西側ワイチビル1F)でお取扱いしています。便利な口座振替もご利用ください。



■問合せ：和歌山市水道料金センター TEL 073-435-1298



## Q 家の敷地内で漏水しているかどうか調べることができますか。



お客様の水道メーターで簡単に調べることができます。水道を使用していない状態で、水道メーターの中にあるパイロットが回っている場合は、水道メーターから蛇口までのどこかで漏れている可能性があります。

漏水修理をする場合は、和歌山市指定給水装置工事事業者又は和歌山市管工事業協同組合に依頼してください。

■問合せ：和歌山市水道料金センター TEL 073-435-1298



## Q 夜間に作業員が長い金属棒を持ち、作業をしています。何をしていますのですか。



限りある水資源の有効活用や道路陥没による事故の未然防止のため、和歌山市水道局では、騒音が少なくなる深夜に漏水探知機を使って漏水調査を行い、漏水の疑いのある場合は、後日確認作業を実施します。なお、調査員は、和歌山市水道局が発行する証明書を持っています。ご不審な点などがございましたら、担当課までご連絡ください。作業へのご理解とご協力をお願いします。

■問合せ：維持管理課

(平日)TEL 073-435-1131 (夜間・休日)TEL 073-432-0038

音聴棒(おんちょうぼう)という長い金属棒や漏水探知機を使い、地下の水道管で漏水がないか調査します。



## Q 浄水処理過程で発生する土は、販売していますか。



はい、販売しています。

販売価格：1㎡(約1.3t)当たり 100円(税抜)

購入方法：六十谷第2浄水場にて、申込みをしていただき、手続きが終わり次第、順次販売させていただきます。

■問合せ：六十谷第2浄水場 TEL 073-461-0071

住 所：和歌山市六十谷108番地の2

受付時間：平日8:30~17:15



## 水道メーターの取替えについて

各ご家庭に設置の水道メーターは、計量法の規定により検定有効期限が8年と定められています。水道局では、8年の有効期限が切れる前に取替えを行っています。ご協力をお願いします。

### ■水道メーターの取替えは、次のように行われます。

- ・取替対象のお客様へは、事前に「水道メーター取替のお知らせ」を配布します。
- ・取替作業は、水道局が委託した局指定工事業者（証明書・腕章を携帯）が伺い、無料で行います。
- ・取替作業中は一時的に水道の使用が出来なくなります。
- ・平成26年度の取替地区は、城北・雄湊・木本・有功・紀伊地区です。

### ■水道メーター取替時のお願い

- ・取替作業のため、お客様の敷地内に立ち入らせていただきます。
- ・メーター取替えに際してお客様の立会いは原則不要ですが、メーターが車の下や家の中にある場合などは立会いをお願いすることがあります。

## 水道メーター管理のお願い

水道メーターについては、取替えや検針（2か月に1度）の妨げとならないように、次の点に注意していただきますようご協力をお願いします。

1. メーターボックスの上には車や物を置かないようにしてください。
2. 犬は放し飼いにせず、入り口やメーターボックス付近から離してつないでいてください。



3. 家の増改築などでメーターボックスが建物内部や床下になる場合は、管理しやすい場所へ移してください。
4. メーターボックスの中に水や泥が入らないように、いつもきれいにしておいてください。



■問合せ：水道営業課 量水器班 TEL 073-436-6882

## 水道料金 水道料金にかかる消費税及び地方消費税の税率が5%から8%になります。

### ■水道料金表(2か月分)

種別	料金区分 用途及びメーター口径	基本料金	従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)					
			第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段
専用給水装置	13mm	1,512円	1m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup> 21円60銭	21m <sup>3</sup> ~40m <sup>3</sup> 151円20銭	41m <sup>3</sup> ~60m <sup>3</sup> 178円20銭	61m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup> 216円	101m <sup>3</sup> ~200m <sup>3</sup> 270円	201m <sup>3</sup> 以上 356円40銭
	20mm	2,160円						
	25mm	3,024円						
	一般用	40mm	7,560円	1m <sup>3</sup> ~40m <sup>3</sup> 151円20銭	41m <sup>3</sup> ~60m <sup>3</sup> 178円20銭	61m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup> 216円	101m <sup>3</sup> ~200m <sup>3</sup> 270円	201m <sup>3</sup> 以上 356円40銭
		50mm	14,256円					
		75mm	28,944円					
		100mm	46,224円					
		150mm	99,360円					
		200mm	142,560円					
公衆浴場用	300m <sup>3</sup> まで	17,280円	301m <sup>3</sup> 以上		70円20銭			
特殊用	40m <sup>3</sup> まで	15,552円	41m <sup>3</sup> 以上		507円60銭			

※複数戸数の料金計算……13mm口径適用

※水道料金表には消費税及び地方消費税(8%)を含みます。

■問合せ：和歌山市水道料金センター TEL 073-435-1298

(下水道使用料については、下水道普及課(TEL 073-435-1246)へお問合せください。)

### 水道料金の計算例

メーター口径13mmで2か月間に50m<sup>3</sup>使用した場合。

従量料金
178円20銭×10m <sup>3</sup> =1,782円
151円20銭×20m <sup>3</sup> =3,024円
21円60銭×20m <sup>3</sup> =432円
+
基本料金 1,512円
合計 6,750円(円未満は切り捨て)

## 水道に関する各種お問合せ先

お問合せ内容	電話	担当
水道料金の納付について	073-435-1298	和歌山市 水道料金センター
水道の使用開始・中止について (5日前までにご連絡ください)		
検針、料金、名義変更、口座振替について		
漏水、濁り水、出水不良、修繕について	073-435-1131	維持管理課
水道局指定の給水業者について	073-435-1128	給水課
水質に関する問合せについて	073-471-6950	水質試験事務所
その他のお問合せ	073-435-1124	水道総務課
土・日・祝日・夜間の緊急連絡先	073-432-0038	水道局(警備員室)